

# 国際経済法A

科目ナンバリング ILA-321

選択 2単位

喜多 康夫

## 1. 授業の概要(ねらい)

国際法一般に言えるかもしれません、国際経済法ほど日常の生活では感じにくいものでありながら、我々の生活の基盤になっているものはありません。日本は貿易国家であり、国際経済法という枠組みにおいてしか生きることのできない国です。春期においては、国際経済法において特に貿易を規律する世界貿易機関(WTO)を主として説明します。

## 2. 授業の到達目標

- ①国際法の発展的な分野としての世界貿易機関のことを理解できる。
- ②リーガルマインドを成長させることができる。
- ③新聞などで報道されている現実の国際経済活動を理解できる。

## 3. 成績評価の方法および基準

成績評価については授業貢献(50%)とLMS試験(50%)に基づいて行います。

LMSは宇都宮キャンパスのLT開発室が管理しているe-learningシステムです。このシステムには授業で使用したパワー・ポイントファイルをアップロードします。また、このシステムで試験を実施します。

LMSを使用するには学内LANのパスワードが必要です。学内LANのパスワードを取得していない学生及びパスワードを忘れてしまったという学生は、8号館1階の情報処理センターで、できる限り早くその手続きを行ってください。

## 4. 教科書・参考文献

### 教科書

経済産業省の『不公正貿易報告書(2018年版)』の第二部と第三部を用います。こちらからダウンロードできます。

<http://www.meti.go.jp/committee/summary/0004532/2018/houkoku01.html>

条約集については後日にお知らせします。また日本経済新聞の購読を強く勧めます。

## 5. 準備学修の内容

LMSによる予習と復習を行うことができれば、と思います。実施する場合には詳細はオリエンテーションのときに説明します。

## 6. その他履修上の注意事項

【関連科目】国際経済法は、その内容の独自性に関してそれ自体すでに独立した法分野になっているとは言えますが、それでも国際法秩序の全体系の一部として位置づけることはやはり重要です。そのため、国際経済法を履修する前に(または同時に)、「国際法(歴史・法源)」、「国際法(主体)」、空間の規律に関する「国際法(空間)」及び国際法秩序の維持に関わる「国際法(秩序維持)」を履修してもらつて、国際法秩序の全体像を理解することが望ましいと考えます。また、WTOは国際機構であることから「国際組織法I／II」はWTOを理解するのに役に立ちますし、国際経済活動も人権や安全保障に関わりますので「国際人権法」「国際安全保障法」も履修が望ましいです。さらに、WTOの紛争解決機関は、「国際裁判所論I／II」にも当然関連があります。

【学生へのメッセージ】学生諸君には好奇心をもって参加してほしいと思います。また第1回目のオリエンテーションで、授業のスケジュールと単位の取得方法などを説明するので、必ず出席するようにしてください。

質問のある学生は、yaskita@main.teikyo-u.ac.jpにまでメールを送ってください。なお、その場合は表題に「…の件」とした上で、氏名及び学籍番号と用件の内容をメール本文に記して送ってください。匿名メールはスパムとして取り扱います。

## 7. 授業内容

- 【第1回】 オリエンテーション
- 【第2回】 01. 国際経済法の概念
- 【第3回】 02. WTO協定の概要
- 【第4回】 03. 最恵国待遇と内国民待遇
- 【第5回】 04. 数量制限の一般的禁止と関税
- 【第6回】 05. セーフガード
- 【第7回】 06. アンチ・ダンピング措置  
07. 補助金相殺措置
- 【第8回】 LMS講習会
- 【第9回】 08. 貿易関連投資措置・原産地規則・基準認証制度  
09. 政府調達
- 【第10回】 10. サービス貿易
- 【第11回】 11. 知的財産の国際的保護
- 【第12回】 12. 非貿易的関心事項
- 【第13回】 13. WTOの紛争解決手続
- 【第14回】 14. 地域統合と日本のFTA戦略
- 【第15回】 15. 貿易政策措置の監視  
・LMST試験